

八戸市の財政

平成 26 年度決算版



八戸市マスコットキャラクター
いかずきんズファミリー

平成 27 年 8 月

八 戸 市

目次

本書の概要	1
1. 「八戸市の財政」の作成目的	1
2. 本書が扱う会計区分	1
平成 26 年度歳入歳出決算	2
1. 歳入	2
2. 歳出	2
3. 実質収支	2
決算規模と実質収支比率の推移	3
歳入：主な歳入の推移	4
1. 歳入：主な内訳の推移	4
2. 市税の状況	5
3. 地方交付税の状況	6
歳出：歳出の推移	8
1. 目的別歳出	8
2. 性質別歳出	9
3. 各費目の推移	10
基金の状況：基金残高の推移	14
市債の状況：市債残高や公債費の推移など	15
指標から見る八戸市の財政	17
1. 経常収支比率	17
2. 財政力指数	18
3. 実質公債費比率	19
4. 将来負担比率	20

本書の概要

1. 「八戸市の財政」の作成目的

八戸市の毎年度の決算については、法律等に基づき決算書などを作成するとともに、市の広報やホームページなどを通してその内容を明らかにしています。「八戸市の財政」では、これら単年度の決算に加え、これまでの決算の推移をグラフや図表を用いて分かりやすく示し、解説を加えました。

経年の推移を捉え、その傾向を理解することを通して、私たちの市のお金がどのような分野に使われ、その財源がどのように賄われているのか、当市の財政の大まかな姿が新たな角度から見えてきます。

本書を通して、八戸市の財政状況について、より理解を深めていただければ幸いです。

なお、本書は昨年度版より内容を簡易にした年度更新版として作成しました。経年の推移や用語についてのより詳しい解説は、「25年度決算版」をあわせてご参照ください。

参照先：八戸市ホームページ>八戸市の紹介>資料・データ>財政>八戸市の財政

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,83293,35,56.html>

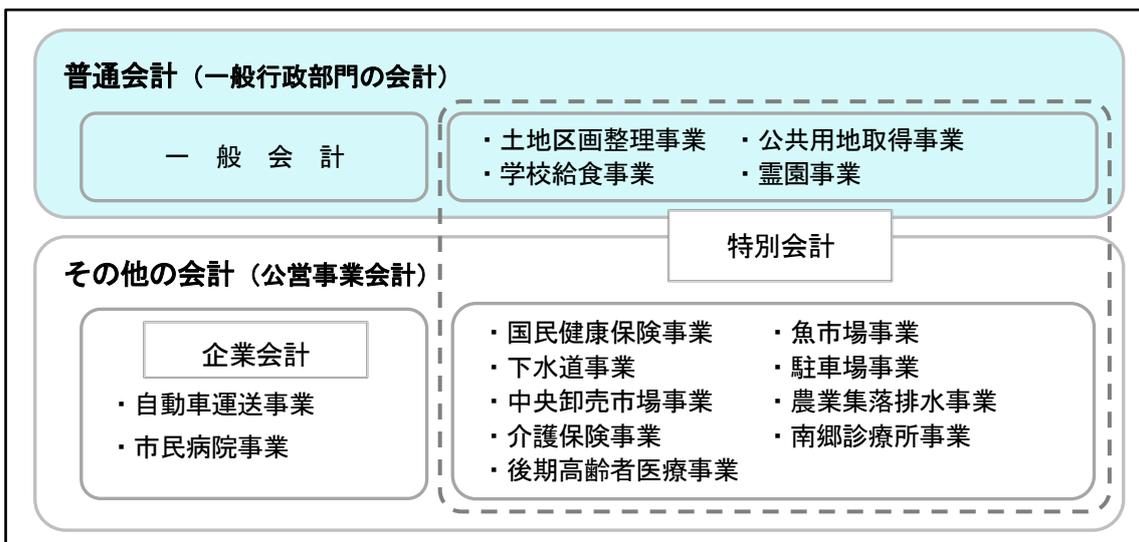
2. 本書が扱う会計区分

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、各自治体によって設置される特別会計も違えば、一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、普通会計という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較が可能となるようにしています。

本書では、特に断り書きのない限り、この「普通会計」を基準としています。

普通会計の範囲は、以下のとおり（色付き部分）です。



【注】

※決算は円単位ですが、本書では分かりやすくするために、四捨五入を基本に億円単位などで表示します。

※市民一人当たりの数値は、年度末住民基本台帳人口を基準としています。（平成26年度末236,406人）

※四捨五入の関係から、グラフ総額と内訳合計、あるいはグラフ間の数値が一致しない場合があります。

※決算の推移は、26年度決算から過去10年間の数値を捉えました。

※類似都市の数値は、地方財務協会作成の「類似団体別市町村財政指数表」に掲載の「特例市」平均値です。

（但し、18年度以前は同資料の区分（人口、産業構造等）に基づく類似団体。）

平成 26 年度歳入歳出決算

1. 歳入

972億3,241万円（前年度比△11億6,571万円、1.2%減）

国の緊急経済対策として交付された地域の元気臨時交付金基金からの繰入金や地方消費税交付金などが増加したものの、普通建設事業に充てられた市債の減などにより、前年度と比較して11億6,571万円（1.2%）の減となりました。

2. 歳出

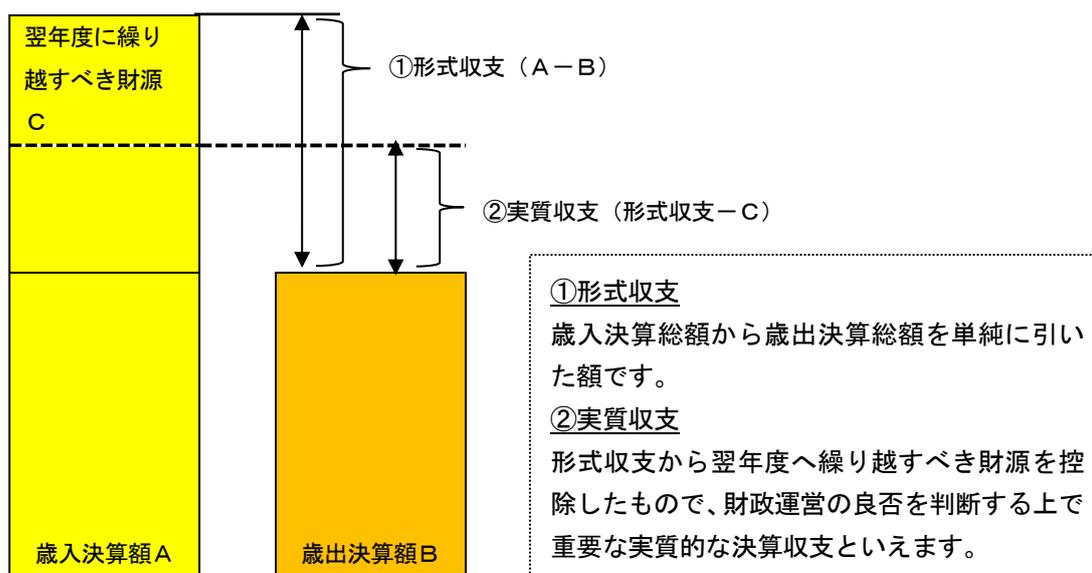
938億1,827万円（前年度比△11億4,833万円、1.2%減）

消費税率の引上げに伴う給付措置の臨時福祉給付金費などの扶助費や、多賀地区多目的運動場整備事業など単独で行った投資的経費が増加した一方で、私立保育所の整備事業補助金、第三魚市場改築事業、国の緊急経済対策として交付された地域の元気臨時交付金の基金積立金の減などにより、前年度と比較して11億4,833万円（1.2%）の減となりました。

3. 実質収支

13億2,353万円（前年度比7億2,142万円減）

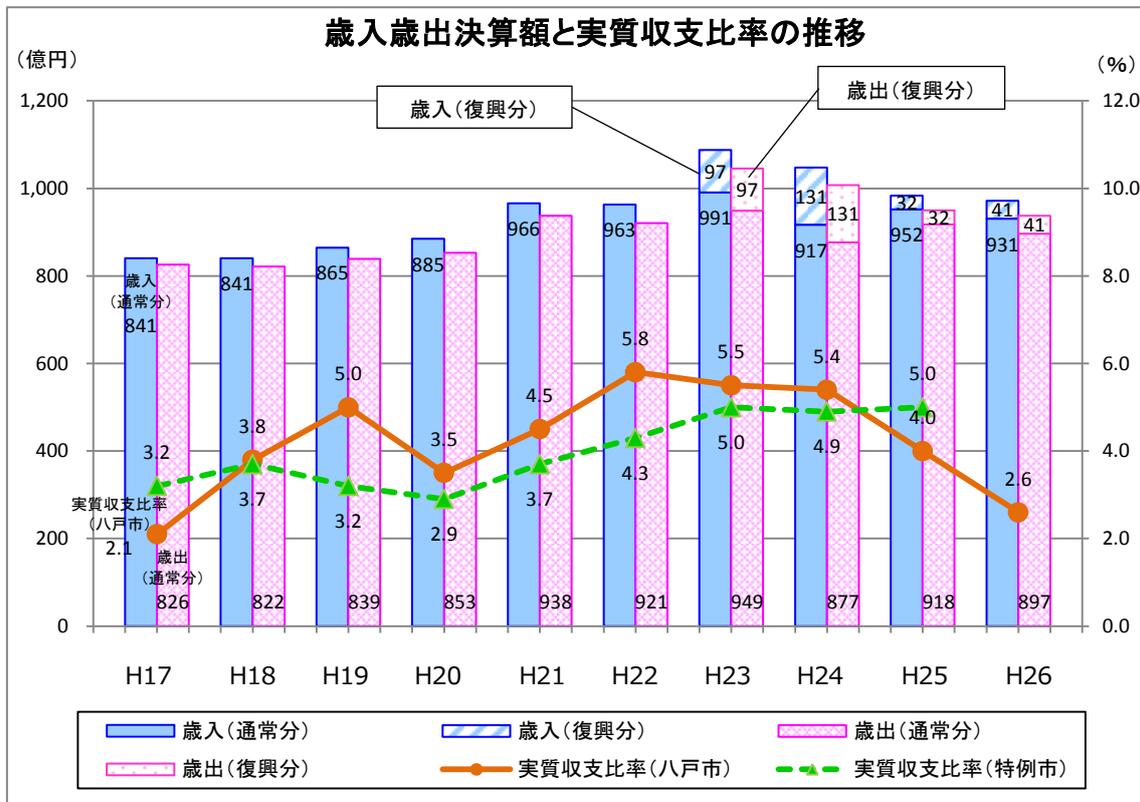
◆形式収支、実質収支とは



決算規模と実質収支比率の推移

- ◇ 近年の当市の歳入歳出決算額は、800 億円台から 1,000 億円規模へと増加傾向で推移してきました。【グラフ 1】特に、21 年度以降はリーマンショック後に行われた全国的な経済対策として地方財政措置が取られたことにより、また、23, 24 年度は震災復旧・復興事業により一段と増加し、初の 1,000 億円台となりました。25 年度からは、震災復旧事業費が減少したことから規模が縮小しましたが、リーマンショック後の地方財政措置が継続されていることなどから、20 年度以前と比較すると高い決算規模を維持しています。
- ◇ 実質収支は黒字を維持しています。その団体の一般財源の標準的大きさを示す「標準財政規模」に対する実質収支の割合である実質収支比率は、おおむね 3~5%が望ましいとされていますが、これまでの推移を見ると、適正規模の黒字額を保っています。この黒字となる額は、翌年度の予算に繰り越され、補正予算を編成する際の財源として有効に活用されています。

【グラフ 1】

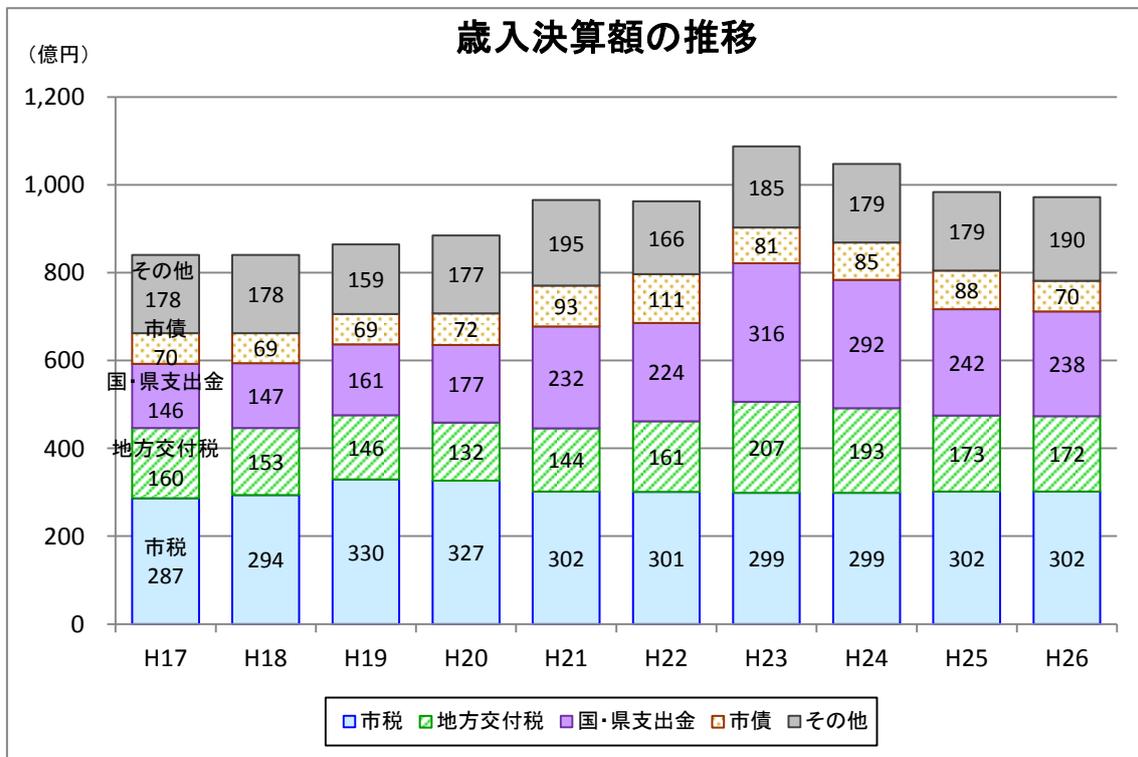


歳入：主な歳入の推移

1. 歳入：主な内訳の推移

- ◇ 歳入の主な内訳は、市税のほか、国から交付される地方交付税や国庫支出金、県から交付される県支出金、家計でいうローンにあたる市債などです。
- ◇ これまでの推移では、19年度は税源移譲による市税の増加、21年度からはリーマンショック後の国の経済対策に伴う地方交付税や国庫支出金の増加、23年度以降は震災復旧・復興のための財源である地方交付税、国・県支出金などが増加し、2年連続で1,000億円を超えました。【グラフ2】
- ◇ 26年度は、下記グラフのその他の内訳として、地方消費税交付金や、国の緊急経済対策として交付された地域の元気臨時交付金の基金繰入金などの繰入金が増加したものの、普通建設事業に充てられた合併特例事業債などの市債や、第三魚市場改築事業に活用した補助金などの国・県支出金及び地方交付税が減少したことにより、前年度と比べて12億円減（1.2%減）の972億円となりました。

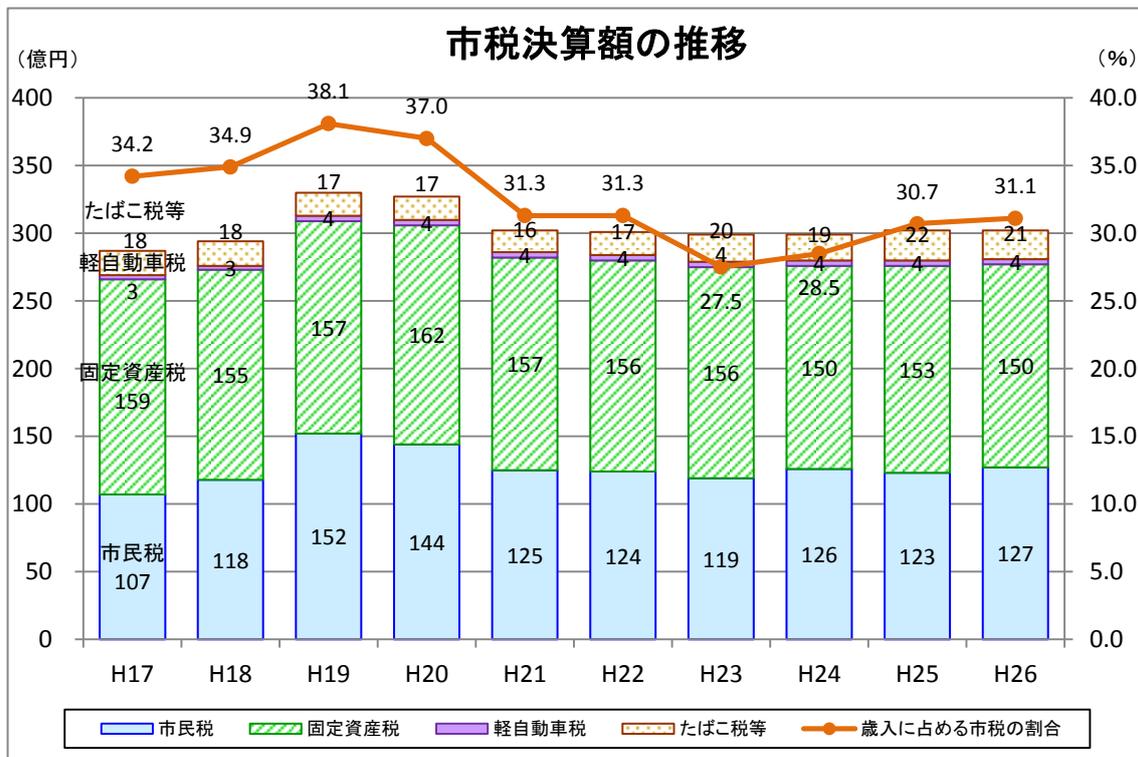
【グラフ2】



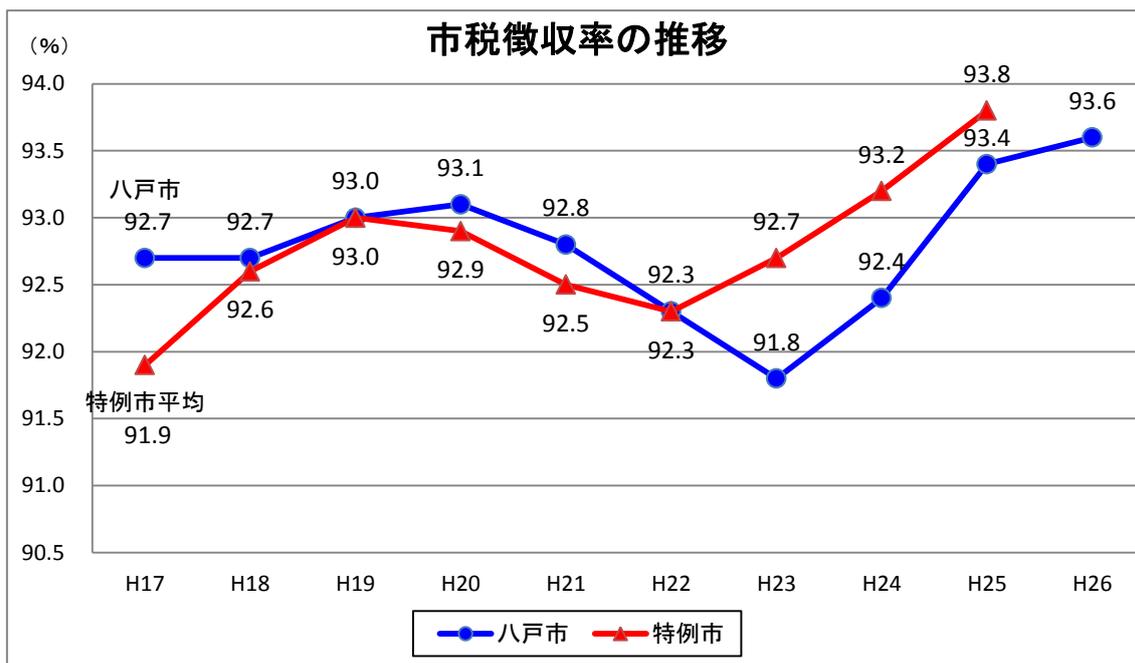
2. 市税の状況

- ◇ 市税は、自前の収入である自主財源であり、かつ用途の特定されない一般財源であり、自分たちのことは自分たちで決めるという「住民自治の原則」からは最も重要で、使用しやすい財源です。主な税目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税であり、そのうち市民税、固定資産税が大部分を占めています。
- ◇ 市税は、歳入のおおむね3割台と最も大きな割合を占め、19年度の330億円をピークに、21年度以降は300億円前後で推移しています。【グラフ3】
- ◇ 19年度は、いわゆる三位一体の改革による国の所得税から市民税個人所得割への税源移譲等により税収が大きく伸びましたが、その後の景気低迷等の影響で、21年度以降その増収幅も相殺された状況となっています。
- ◇ 26年度の市税の状況は、市民税が法人税割額の増等に伴い増加したものの、地価下落の影響等により固定資産税が減少したため、前年度と同額の302億円でした。
- ◇ また、徴収率については、17年度以降、おおむね92～93%台で推移しています。【グラフ4】21年度までは類似都市を上回る水準で推移してきましたが、23、24年度は下回りました。震災の影響があることが推測されます。26年度には17年度以降では最高の数値まで改善しています。

【グラフ3】



【グラフ4】

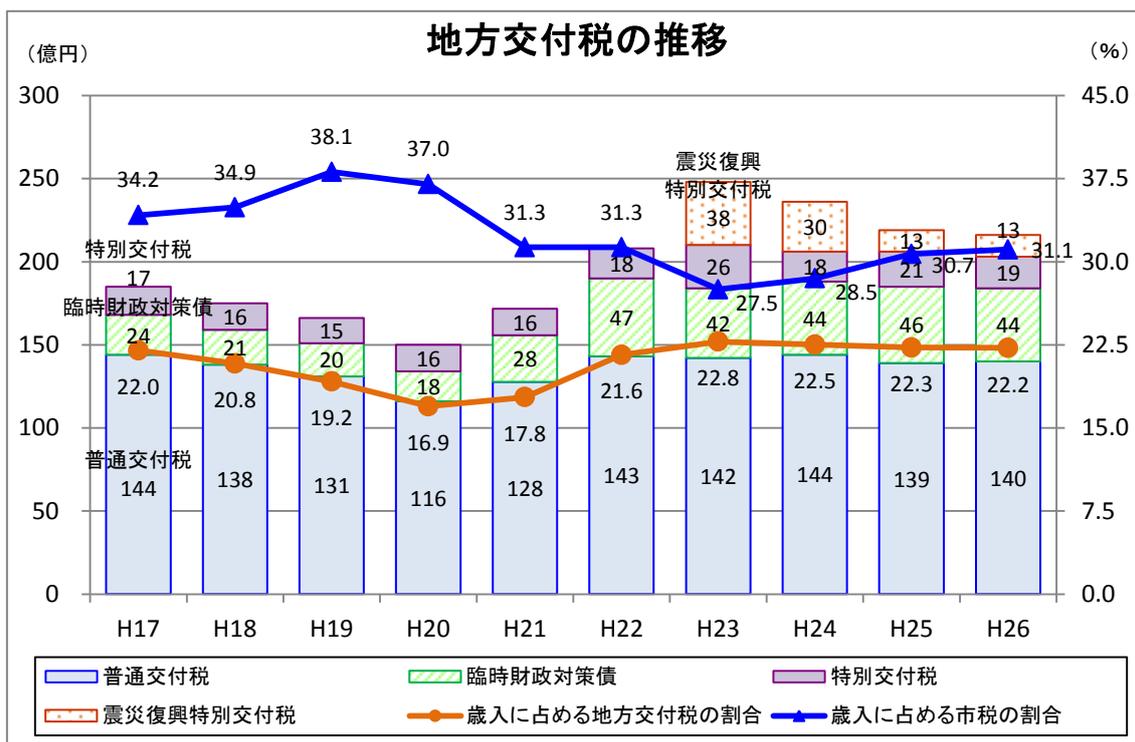


※グラフの徴収率は滞納繰越分を含んだ率。現年課税分の場合、例えば26年度は98.4%。

3. 地方交付税の状況

- ◇ 地方公共団体の姿は人口、面積、産業など地域により様々であり、この違いは財政力の格差となって表れます。一方で、どの地域でも道路等の整備、ごみや下水の処理、福祉や教育など、生活に欠かすことのできない一定の行政サービスを提供していくことが必要となります。こうした税源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本の提供を可能にするための財源を保障し、国から交付されるのが地方交付税です。
- ◇ これまでの推移では、20年度までは好景気の影響等で市税収入が伸びたことから、交付税は減少傾向で推移しました。21年度以降は、リーマンショック等の影響から市税収入が減少し、一方で地方交付税及び交付税から振り替えられた市債である臨時財政対策債とも増加しました。23年度からは、震災復旧・復興の財源として、震災復興特別交付税が加わっています。【グラフ5】
- ◇ 26年度の地方交付税額は171億8,731万円で、前年度と比較すると6,926万円(0.4%)の減となりました。普通交付税は139億4,114万円で前年度比1,888万円(0.1%)の増、特別交付税は19億1,532万円で、大雪に係る除排雪経費への措置があった前年度に比べ1億4,078万円(6.8%)の減となったほか、復興事業の進捗にあわせた震災復興特別交付税は13億3,085万円で前年度比5,263万円(4.1%)の増となりました。

【グラフ5】

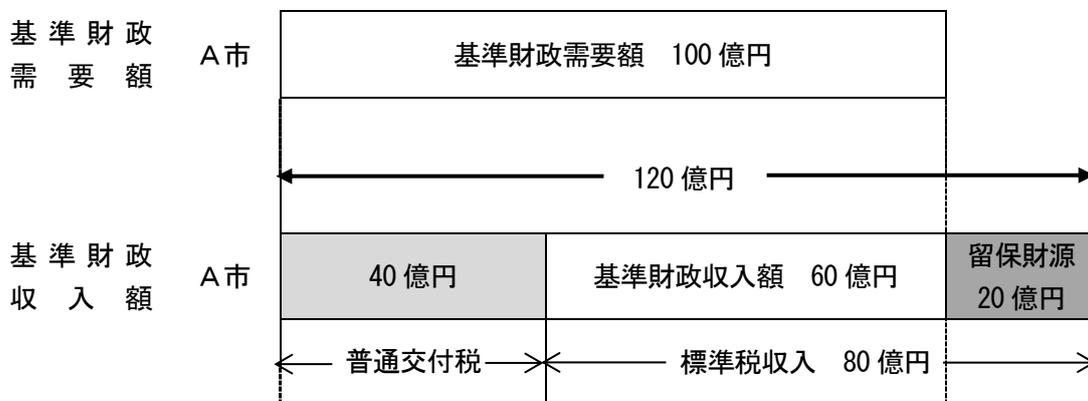


※グラフ中「歳入に占める地方交付税の割合」は、交付税総額に臨時財政対策債を加えた額の率。

◆地方交付税の仕組み

各自治体の普通交付税は、「基準財政需要額」－「基準財政収入額」で求められます【例示参照】。基準財政需要額とは、人口など客観的な指標に基づいて標準的な行政を行った場合に必要となるであろう経費であり、基準財政収入額とは、その自治体で標準的に収入されるであろう税収の一定割合（75%）とされています。

【例示】

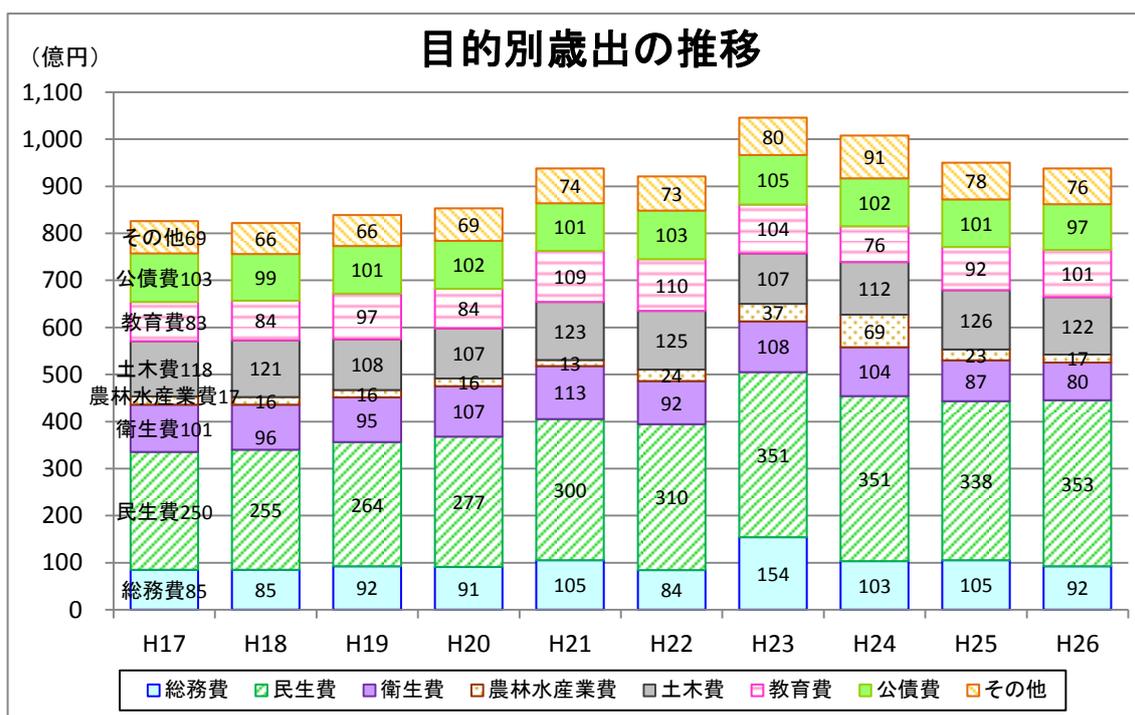


歳出：歳出の推移

1. 目的別歳出

- ◇ 目的別歳出は、経費をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類することであり、予算及び決算の科目である「款（かん）」の区分を基準にしています。
 - ◇ これまでの推移では、民生費が最も大きな比率を占め、扶助費や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計（注）への繰出金の増の影響などで増加しています。また、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費（注）が、民生費の災害救助費として、23, 24年度ともに25億円支出されました。【グラフ6】
- （注）後期高齢者医療特別会計への繰出金、災害廃棄物処理事業費は、一般会計上は衛生費で計上されていますが、普通会計上の処理として民生費としています。
- ◇ 26年度決算は、民生費（消費税率引上げに際した給付措置の臨時福祉給付金費の増など）や教育費（多賀地区多目的運動場整備事業費の増など）等が増加したものの、総務費（地域の元気臨時交付金基金積立金の減など）や衛生費（八戸赤十字病院貸付金の減など）、農林水産業費（第三魚市場改築事業の減など）、公債費等が減少したことにより、前年度と比べて12億円減（1.2%減）の938億円となりました。

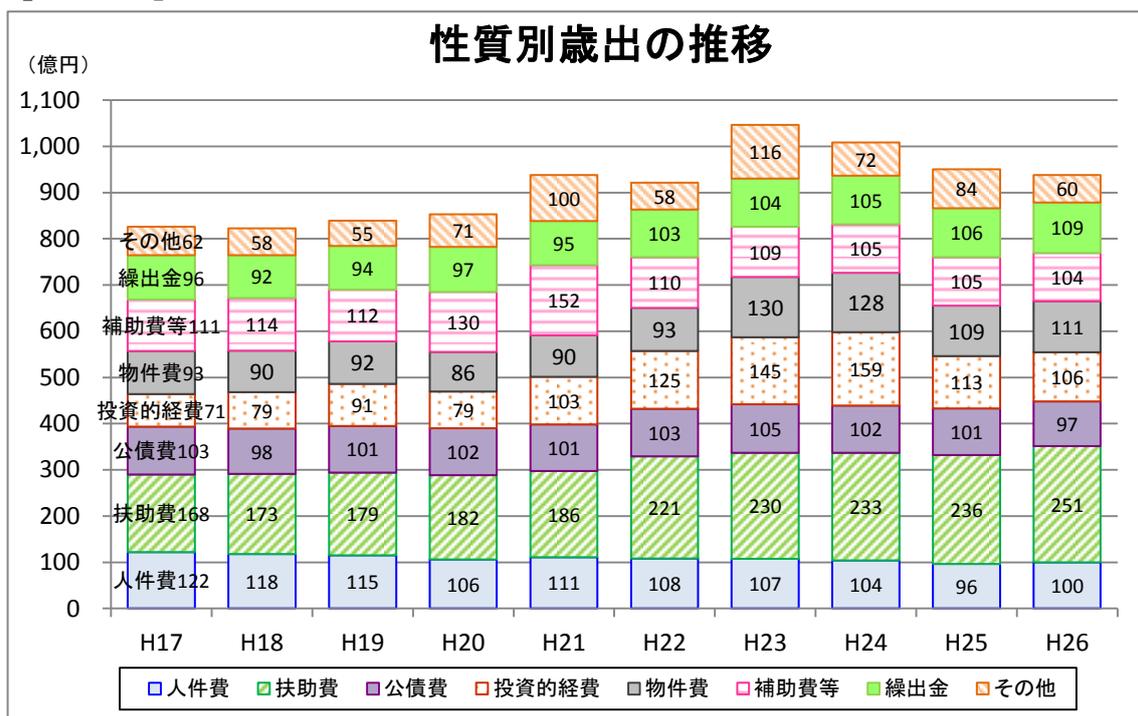
【グラフ6】



2. 性質別歳出

- ◇ 性質別歳出は、経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することであり、財政分析手法として重要とされています。
 - ◇ 地方公共団体の経費の構造を見る場合、この性質別歳出をもとに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類する方法があります。
 - 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費
 - 投資的経費・・・普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
 - その他の経費・・・物件費、補助費等、繰出金等上記以外の経費
 - ◇ これまでの推移では、扶助費は増加、公債費は横ばい、人件費は減少傾向で、扶助費の増が人件費の減を上回った結果、義務的経費は増加しました。【グラフ7】
 - ◇ 投資的経費は、21年度以降、新規施設の整備や国の経済対策に対応した既存施設改修費の増、震災復旧・復興事業などにより100億円超へ増加しています。
 - ◇ また、その他の経費では、21年度は国の経済対策交付金を原資とした地域活性化公共投資基金積立金の増により、23年度は国・県支出金や特別交付税を原資とした震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金の積立金により増加しました。
 - ◇ 26年度決算は、扶助費（消費税率引上げに際した給付措置の臨時福祉給付金費（注）の増など）等が増加したものの、積立金（地域の元気臨時交付金基金積立金の減など）や投資的経費（第三魚市場改築事業の減など）等が減少し、全体として減少しています。
- （注）臨時福祉給付金費は、一般会計上は補助費等で計上されていますが、普通会計上の処理として扶助費としています。

【グラフ7】



3. 各費目の推移

(1) 人件費の推移

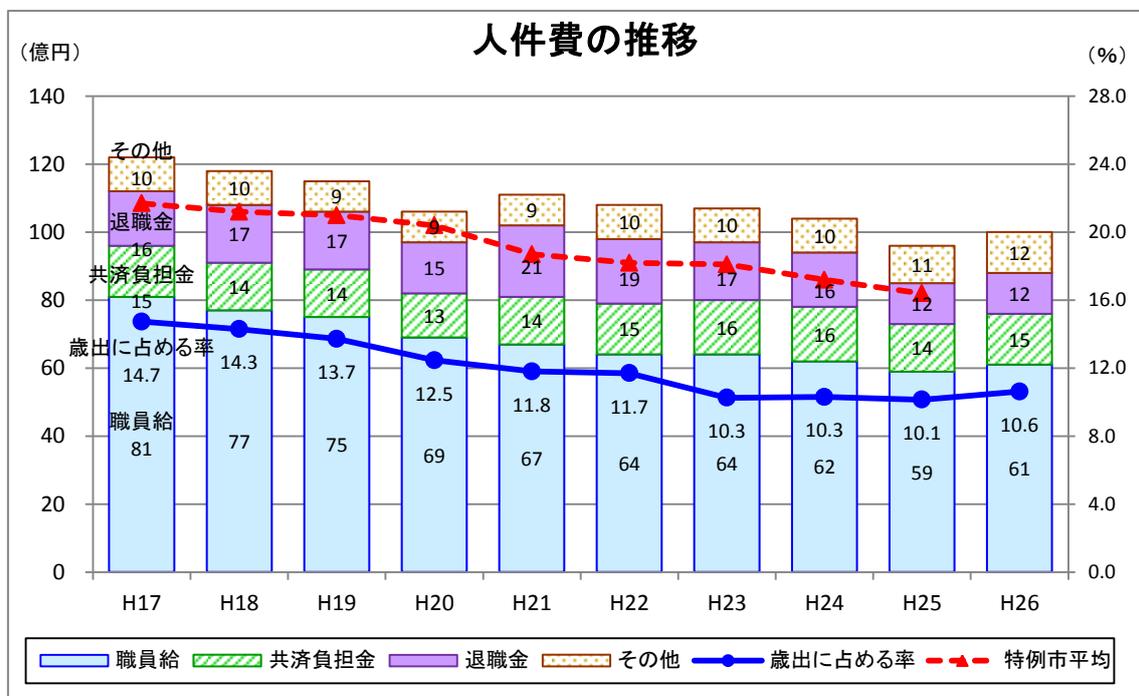
人件費は、市職員の給与、退職手当、共済負担金が主な内容ですが、その他に議員報酬、各種委員報酬、特別職給与などが含まれます。

義務的経費の一つであり、また、主に一般財源で賄われる経費であることから、歳出に占める比率が増加することは、財政構造の硬直化を招くものとされています。

当市では、行財政改革の一環として、職員給与の適正化や事務の合理化及び業務の民間委託などを進めることで、適正な定員管理に努めてきました。その結果、歳出全体に占める人件費の割合は、14%台から10%台へと減少しており、金額も120億円台から100億円前後の水準へと減少しています。【グラフ8】

26年度は、25年度に国の要請を踏まえて実施した職員給与の臨時的な削減の終了等の影響により、対前年度で4億円増加しました。

【グラフ8】



(2) 扶助費の推移

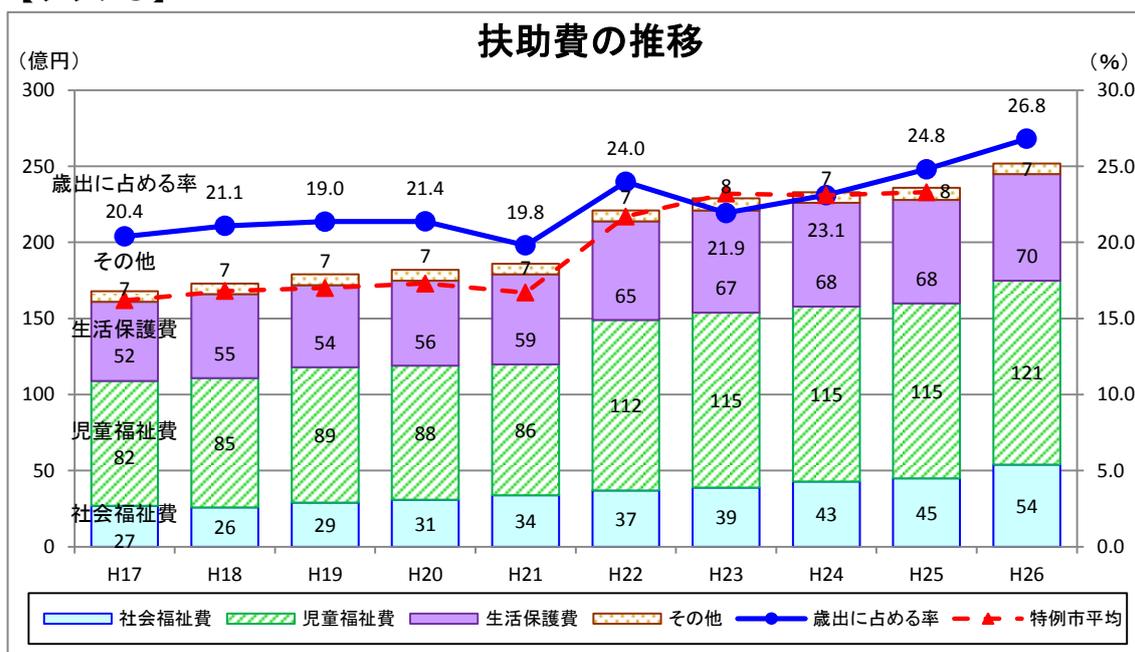
扶助費の主な内容は、生活保護費のほか、児童福祉費では私立保育所運営費や児童手当、児童扶養手当、社会福祉費では障がい者福祉に係る各種サービス費となっています。

国・県支出金が財源となる場合が多い一方、義務的経費の一つであり、歳出に占める比率の増加は、財政構造の硬直化を招くものとされており、当市の比率は、17年度以降20.4%から26.8%へ、金額は168億円から252億円へと84億円増加しました。【グラフ9】

その主な理由は、生活保護費は被保護者の増加により、児童福祉費は22年度に児童(子ども)手当の給付対象が中学生まで拡充されたことに伴い、社会福祉費は法改正に伴う障がい者福祉サービスの拡充に伴い、それぞれ増加したためです。

26年度は主に、消費税率の引上げに伴う給付措置の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金により、社会福祉費及び児童福祉費がそれぞれ増加しています。

【グラフ9】



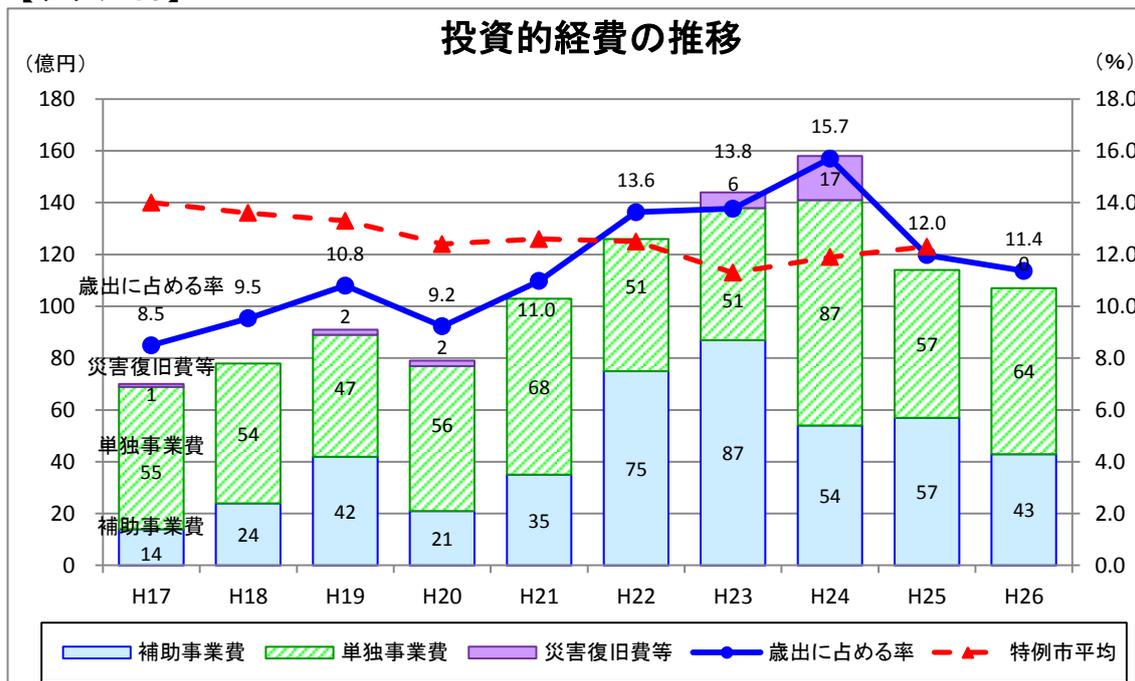
(3) 投資的経費の推移

投資的経費のうち大部分を占める普通建設事業費は、道路、橋りょう、河川等の公共土木関連施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、庁舎等の公共用又は公用施設の新設、増設、改良事業費及び用地等の取得費など、建設事業に要する経費です。

これまでの推移では、21年度から24年度まで増加傾向でしたが、その理由は、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、一般廃棄物最終処分場、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備のほか、国の経済対策に対応して実施した既存施設の改修工事や、小中学校の耐震化工事、柏崎小学校の建て替え、災害復旧への対応などを進めてきたためです。【グラフ10】

26年度は、多賀地区多目的運動場整備事業費や税総合システム開発費の増により単独事業が増加しましたが、私立保育所の整備事業補助金や第三魚市場改築事業の減により補助事業が減少したため、全体として7億円（6.5%）減少しました。

【グラフ10】



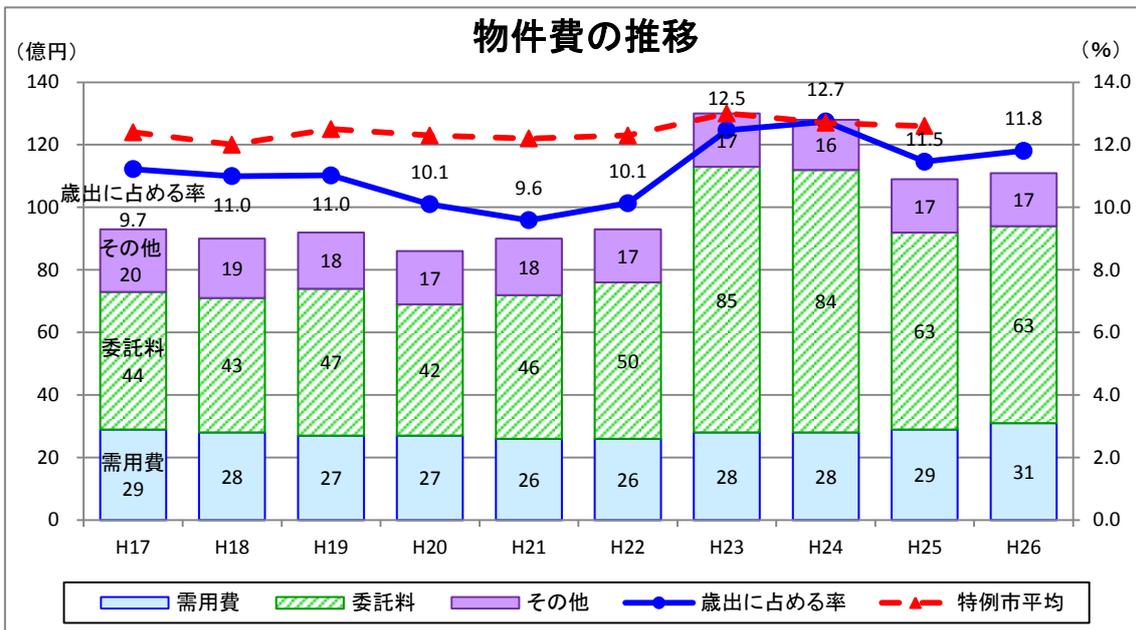
(4) 物件費の推移

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称で、委託料や消耗品費などの需用費のほか、職員の出張等に係る旅費や、書類等の郵便料である通信運搬費等の役務費、OA機器の借上料などの使用料及び賃借料などです。

これまでの推移では、17年度以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、23年度から委託料が大きく増加しました。その理由は、東日本大震災で生じた災害廃棄物に係る処理委託料が23、24年度ともに25億円の支出があったほか、震災等緊急雇用対応事業である緊急雇用創出事業の増加によるものです。【グラフ11】

26年度は、街路灯や防犯灯に係る光熱水費や、湊高台と下長地区の街路灯修繕などが増え、需用費が増加しました。

【グラフ11】



(5) 補助費等の推移

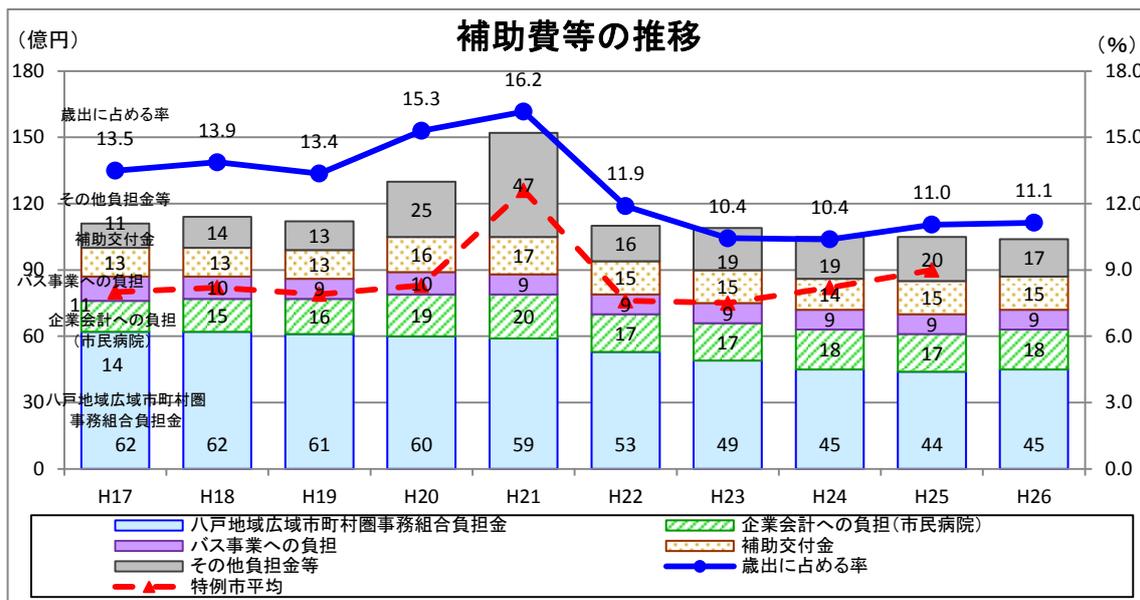
補助費等は、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償金などが含まれます。

その主な内容は、八戸地域広域市町村圏事務組合への負担金、八戸市民病院への負担金、八戸市営バスへの補助金や民間バス事業者への負担も含めた高齢者等バス特別乗車証負担金、公益上の必要性の観点から行う各種団体や企業への補助金などです。

これまでの推移では、20、21年度に国が緊急経済対策として進めた定額給付金給付事業や、プレミアム付商品券発行事業により増加したものの、その後は、主に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金が、組合の公債費償還が進んだことなどにより減少したため、24年度まで減少傾向にありました。【グラフ12】

26年度は、前年度事業の精算に伴う国庫補助金の返還金の減などにより、対前年度比較で1億円減(0.4%)の104億円となりました。

【グラフ 12】



(6) 繰出金の推移

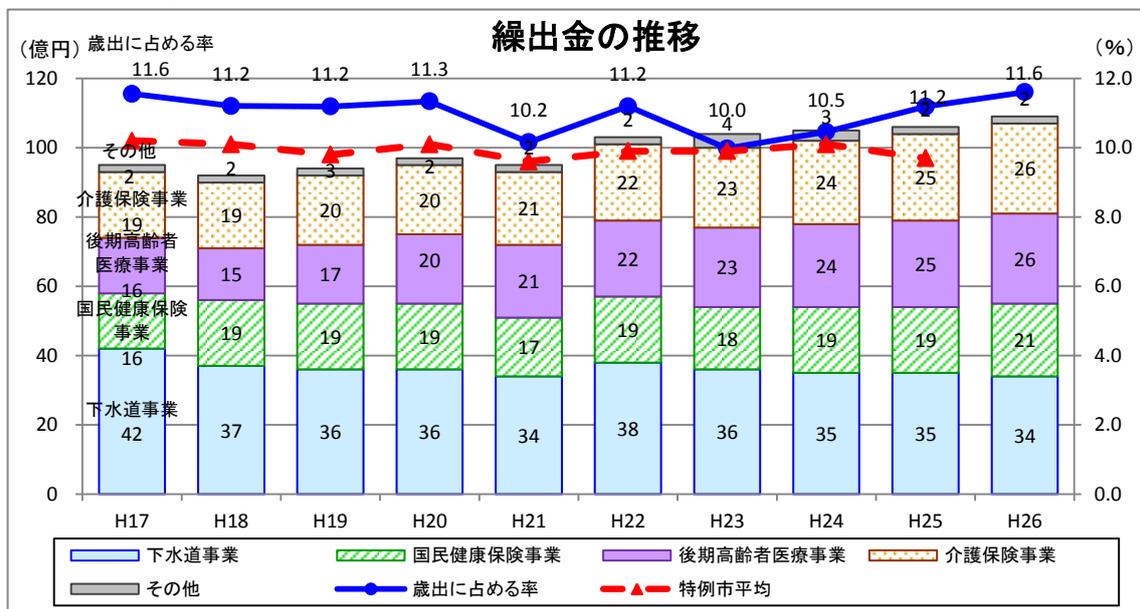
繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。各特別会計には、各事業が提供するサービス等の受益者が負担する特定の収入がありますが、例えば下水道事業における雨水の処理費用などは、受益の範囲が特定できず下水道使用料に転嫁できないため、一般会計が負担するべき経費とされています。また、介護保険のように、介護保険給付費の12.5%を市町村が負担するものと法律で定められている事業もあり、義務的経費の色合いが強い経費が含まれています。

当市では、下水道事業特別会計への繰出金が最も多く、その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金で全体の9割強を占めています。

これまでの推移では、介護保険、後期高齢者医療など主に高齢者に係る社会保障費関係の繰出金が、給付対象者の増加などに伴い増えていることから、17年度の95億円から26年度の109億円へと増加傾向にあります。【グラフ 13】

※高齢者医療については、20年度より現在の後期高齢者医療制度に移行しました。また、一般会計が後期高齢者医療広域連合に対して負担する療養給付費負担金を含んだ額としています。

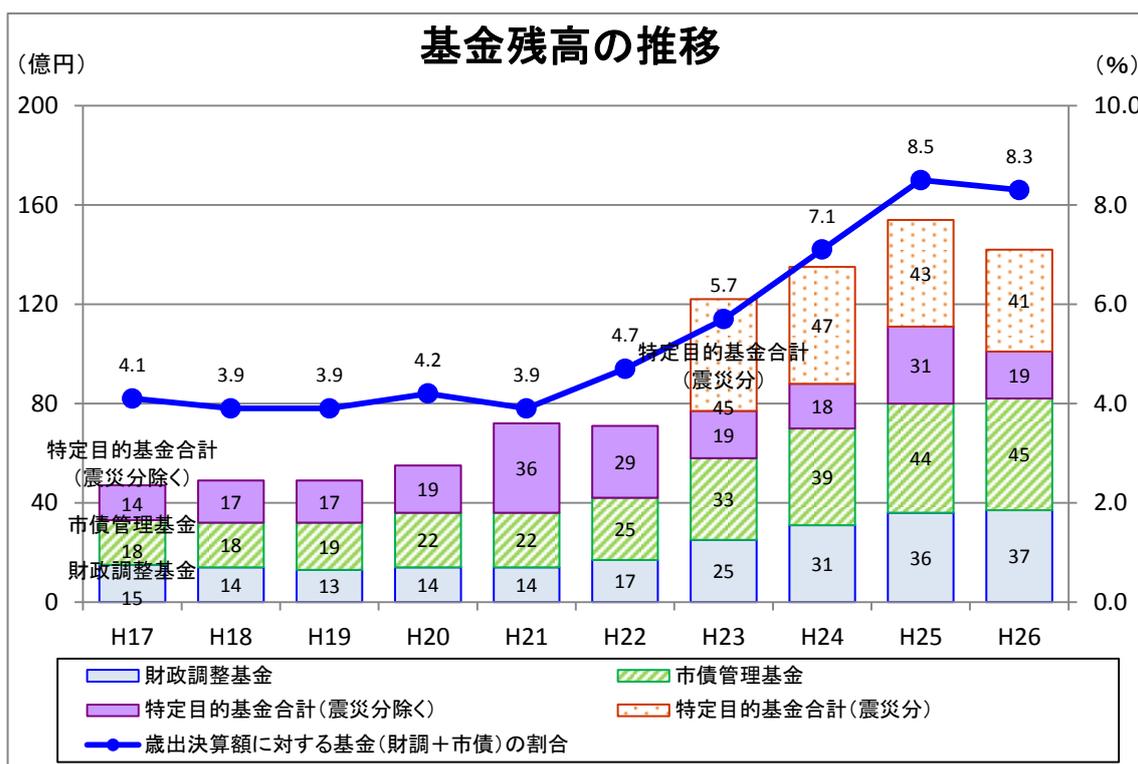
【グラフ 13】



基金の状況：基金残高の推移

- ◇ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を積み立てることができ、任意に設置することができることとされています。これを家計に例えると、「貯金」にあたります。
- ◇ このうち「財政調整基金」は、法律で設置が義務付けられている年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。不況による大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加の際は取り崩し、財源に余剰が生じた際はこれをその年度で使ってしまわずに、将来に備えて積み立てておくための基金です。
- ◇ 当市ではその他に、市債償還、震災復興、社会福祉、都市緑化、国際交流、南郷区振興、奨学金などの21の特定目的基金（26年度末）を設置しています。
- ◇ これまでの基金残高の推移は、20年度以降減少しつつ増加しています。26年度までの間で、財政調整基金及び市債管理基金は、33億円から82億円へと約2.5倍に増加しました。この水準は、おおよそ類似団体の平均的な水準です。また、その他の特定目的基金では、21、22年度は国の経済対策等による交付金をプールした「地域活性化公共投資基金」等の設置により一時的に増加し、23年度以降は震災復旧・復興関係の基金の増加が著しくなっています。【グラフ14】
- ◇ 26年度の基金残高は、対前年度12億円減の142億円となりました。主な理由は、地域の元気臨時交付金基金と震災復興基金が減少したことによるものです。

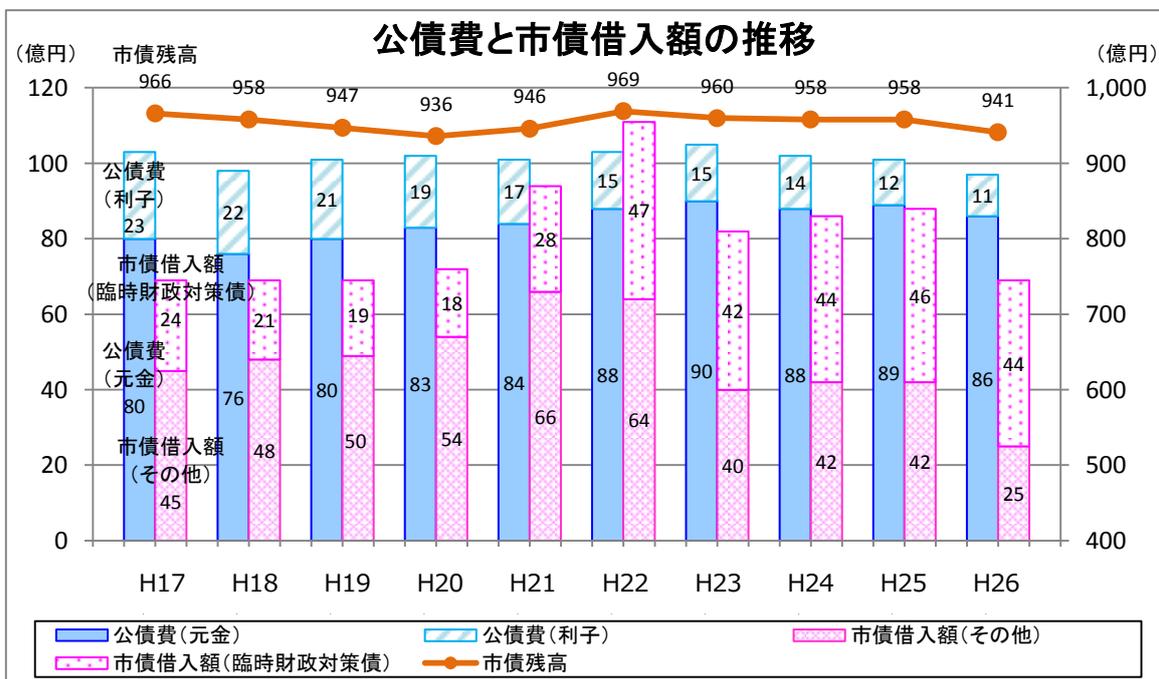
【グラフ14】



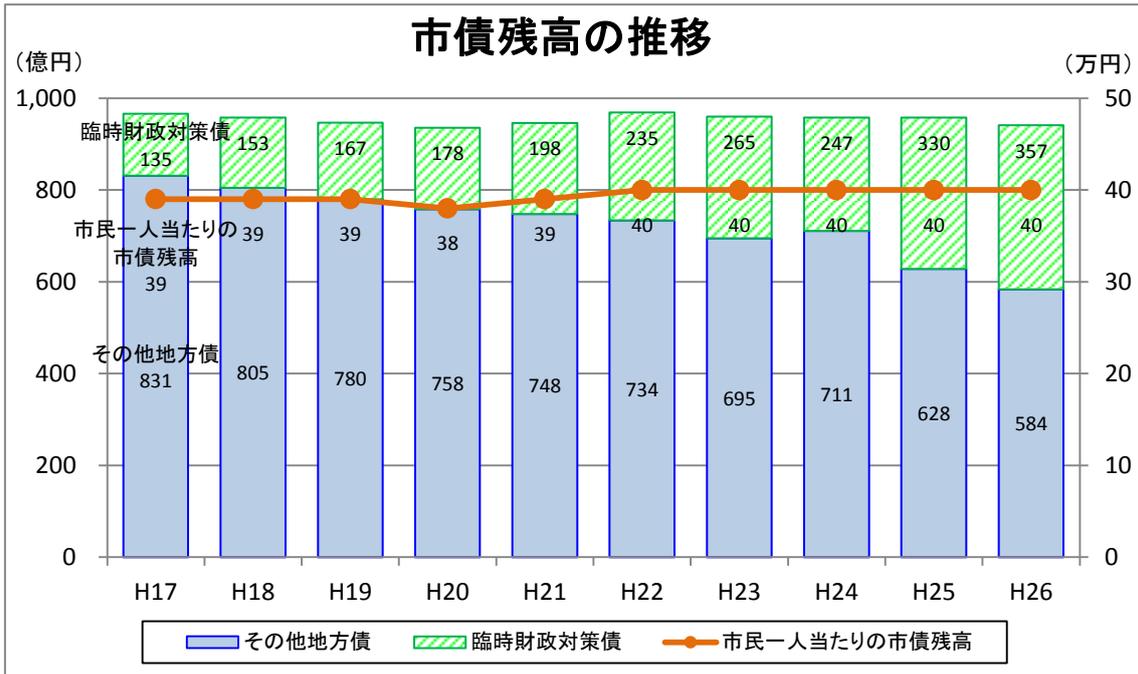
市債の状況：市債残高や公債費の推移など

- ◇ 大規模な公共施設などの建設事業を行う場合のほか、道路や学校などの既存の施設の改修工事は、通常多額の費用を必要とするため、市ではその財源を賅うために市債の借入れを行っています。市債には財源を賅うほかに、将来その施設を利用する人にも整備費の一部を負担してもらうという機能（世代間負担の公平）もあり、施設の耐用年数等に応じて15～20年程度の長期間にわたり、その借入金の返済をしています。
- ◇ これまでの推移は、市債の返済である公債費は100億円前後で、ほぼ横ばいでした。一方、借入額である市債は、69～111億円の間で増減しています。21,22年度には、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備や臨時財政対策債が伸びた影響により増加しましたが、その他の年度は、元金の返済額が借入額を上回り、返済が進みました。【グラフ15】
- ◇ そのため、市債残高は966億円から941億円へ微減となっています。このうち、地方財政対策の一環で借入をしている臨時財政対策債の残高は、残高全体の38%まで増加した一方で、その他の普通建設事業等に充てられる市債残高は831億円から584億円へと、247億円、約3割減少しました。【グラフ16】
- ◇ また、市債残高に将来の債務である債務負担行為額を加えた負債から、資産である基金残高を引いた額【グラフ17（折れ線）】は、減少傾向で推移しています。
- ◇ 26年度の市債は69億8,740万円で、対前年度19億円の減となりました。その主な理由は、教育・福祉施設等整備事業債や、戸籍業務の電子化、西母袋子線新設改良及び一般廃棄物最終処分場の建設に充てられた合併特例事業債の減少によるものです。また、市債残高は対前年度17億円減の941億3,847万円となりました。

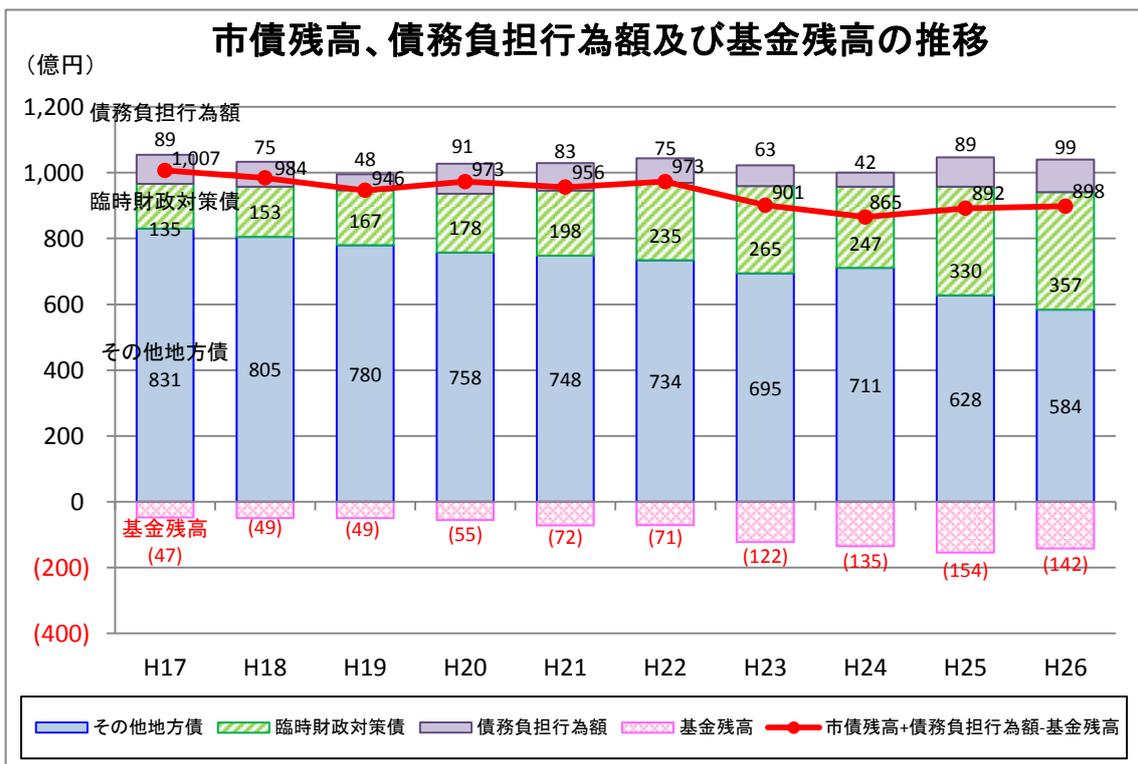
【グラフ15】



【グラフ 16】



【グラフ 17】



指標から見る八戸市の財政

1. 経常収支比率

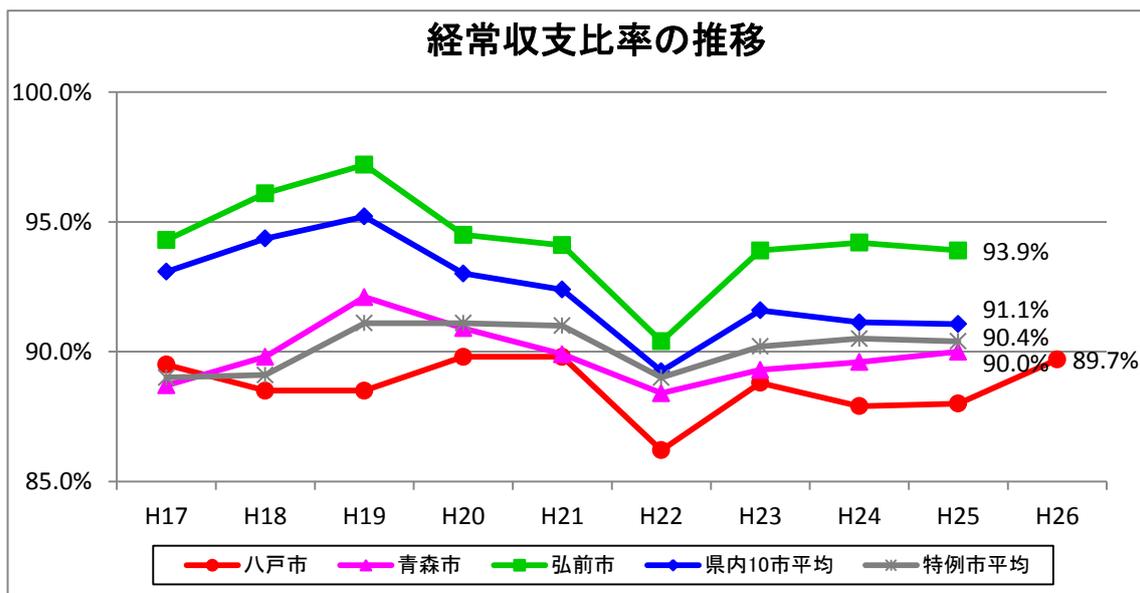
経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る最もポピュラーな指標です。人件費や公債費など毎年支出される経常的な経費を賄うために、市税等の毎年収入される経常的な一般財源をどの程度充てているかを示しています。例えば、経常的な経費を賄うのに経常的な収入の8割を使っているとすれば、当比率は80%で、経常的な収入の残り2割は、新たな事業や臨時的経費に充てることが可能となります。

◆経常収支比率イメージ



当市の経常収支比率は、80%台後半で推移しており【グラフ18】、類似都市や県内10市の平均との比較では低い水準で推移していますが、26年度は人件費の臨時的な減額措置の終了に伴う増等により、前年度から1.7ポイント増の89.7%となっています。

【グラフ18】



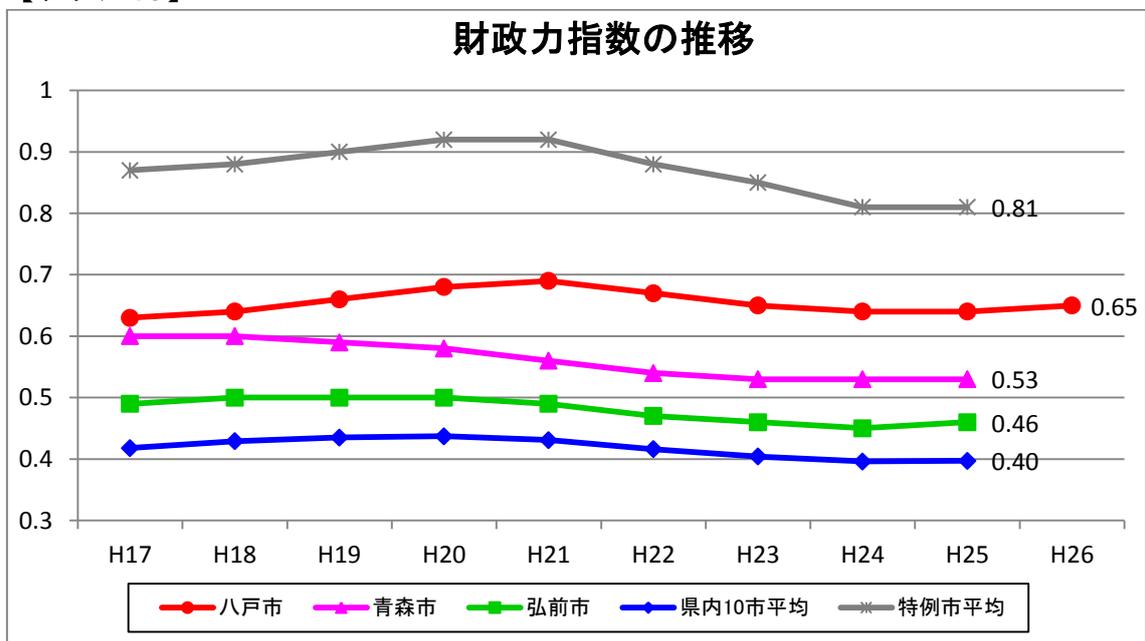
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等 (減税補てん債、減収補てん債、臨時財政対策債を含む)}} \times 100(\%)$$

2. 財政力指数

財政力指数は、標準的な行政サービスをどれだけ自主財源で賄っているかを示す指標で、1を超えると地方交付税の不交付団体となります。また、1以下の団体は、標準的な行政を行うための不足分の財源が、地方交付税で補われることとなりますが、1に近い団体ほど財源（P7【例示】中の留保財源）に余裕があるといえます。

当市の財政力指数の推移を、県内他市や類似都市と比較したのが【グラフ19】です。県内10市の中では最も高い財政力指数となっていますが、類似都市との比較では大きく下回っています。

【グラフ19】



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの）}}{\text{基準財政需要額（標準的な行政を行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの）}}$$

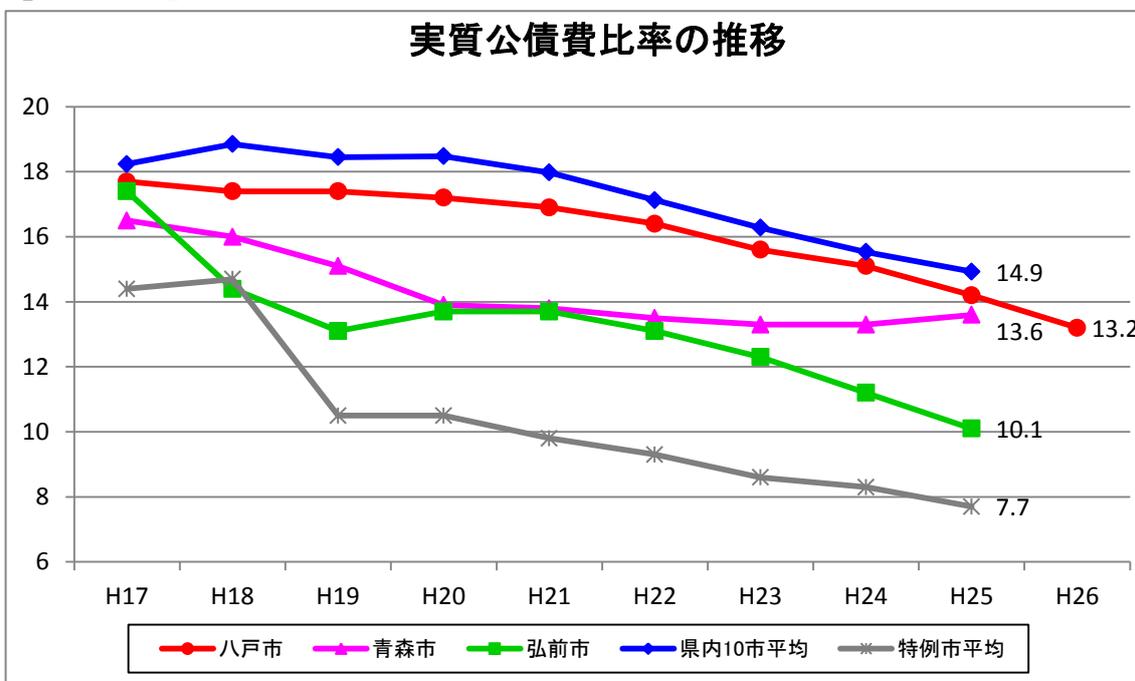
※地方交付税を客観的・合理的に算出した結果得られる指数。3ヵ年間平均により表します。

3. 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債の返済である公債費や、下水道などの他会計への繰出金や一部事務組合への負担金に含まれる公債費償還分を加えた当該年度の実質的な債務返済額が、当該年度の経常的一般財源の大きさを表す標準財政規模に対してどれくらいの割合かを示す指標です。この比率が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）の定める25%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の26年度の数値は、前年度の14.2から1.0ポイント低い13.2となり、早期健全化基準を大きく下回っています。【グラフ20】

当指標が減少傾向で推移している主な理由は、市債残高の減少に伴い、元利償還金（公債費）が減少しているためです。

【グラフ20】



$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

(3カ年平均)

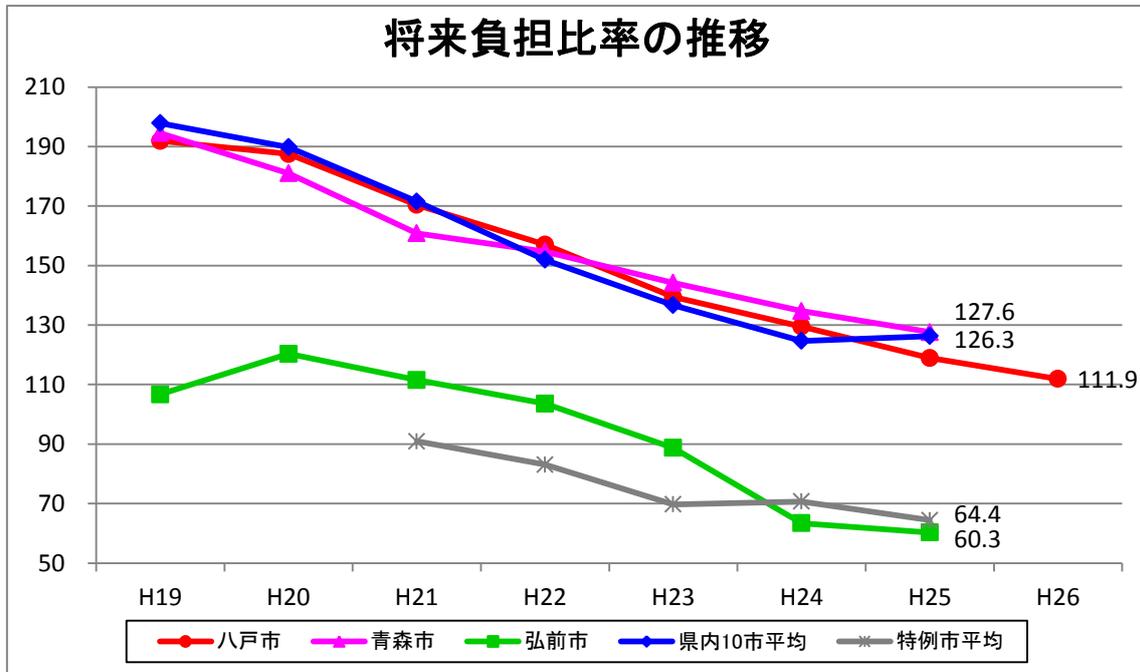
※一般会計等が負担する実質的な返済額（元利償還金及び準元利償還金）の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合で、3カ年間平均により表します。

4. 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の地方債や債務負担行為など、現時点で見込まれる将来にわたる債務残高を捉え、この財政負担が標準財政規模に対してどのぐらいの割合か（何年分にあたるか）を示す指標です。この指標では、債務返済能力として財政調整基金と市債管理基金の両基金を捉え、その残高が将来負担額から控除される仕組みになっています。この比率が、健全化法の定める早期健全化基準である350%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の26年度の数值は、前年度と比較して7.0ポイント低い111.9となり、早期健全化基準を大きく下回っています。【グラフ21】

当指標が減少傾向で推移している主な理由は、市債残高の減少と基金残高の増によるものです。

【グラフ21】



$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。



発行：平成27年（2015年）8月

編集：八戸市財政部財政課

031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-2154（課直通）

FAX：0178-43-2722